

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、長久手市スポーツ推進委員(以下「委員」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は教育委員会が定める。

(定数及び委員長の選任)

第3条 委員の定数は、21名以内とする。

2 委員の中より互選で委員長1名を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規定に従わなければならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年教委規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第9号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。